

消防車によるサイレンの吹鳴について

令和7年度勝山市消防本部・白山野々市広域消防本部消防相互応援協定合同訓練に伴い消防車がサイレンを吹鳴しますので、消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年10月20日

白山野々市広域事務組合消防長 松田 拓明

サイレン吹鳴日時	訓練実施場所
令和7年10月28日（火） 午前10時から午前11時まで	白山市白峰地内 白山市白峰スキー競技場の駐車場 及び大向橋

※ ホームページ掲載用のため、公印を省略しています。